

入札説明書

借入物品名

OCR 読取機一式

- 入札説明書本文
- 添付図書
 - ・ 別紙 仕様書
 - ・ 別添 1 賃貸借契約書（案）
 - ・ 様式 1 入札（契約）保証金免除申請書
 - ・ 様式 2 納入実績表
 - ・ 様式 3 入札書
 - ・ 様式 3 の 2 入札書（代理人が見積書の提出を行う場合）
 - ・ 様式 4 委任状
 - ・ 様式 5 見積書
 - ・ 様式 5 の 2 見積書（代理人が見積書の提出を行う場合）
 - ・ 様式 6 質問書
 - ・ 別添 2 入札（契約）保証金について（参考）

愛媛県

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）、及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

OCR読取機の賃貸借契約

(2) 借入物品名及び数量

OCR読取機一式

(OCR読取機1台、搬入、据付け、調整、撤去)

(3) 借入物品の内容等

別紙仕様書による

(4) 借入期間

平成29年9月1日から平成35年11月30日まで

(5) 借入場所

松山市一番町四丁目4-2 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

当該入札に付する事項には借入物品に係る保守は含まれていないことに留意すること。また、借入物品に係る保守においては、児童扶養手当及び特別児童扶養手当システムとの調整作業等が生じる可能性があるため、当該システムを受託開発した日本電気株式会社に委託して実施する想定であることに留意すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 平成29・30・31年度競争入札参加資格審査申請書の様式第3号競争入札に参加を希望する営業種別の詳細の営業種別に「1 文具・事務用機器類」営業種目に「4 事務機器」又は、営業種別に「9 その他」営業種目に「20 レンタル・リース」を記載した者であること。
- (4) 製造の請負等に係る競争入札参加資格を有しない者は、製造の請負等に係る競争入札参加資格審査申請書（以下「製造の請負等申請書」という。）を知事に提出し、入札日までに資格を取得

すること。

製造の請負等申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話 089-912-2156

(6) 本件調達に関する照会先及び事務を担当する部局は、以下に掲げるとおりとする。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課 ひとり親家庭係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2411

電子メールアドレス kosodate@pref.ehime.lg.jp

(7) 本入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面(様式6)を持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

ア 提出期間

平成29年7月26日(水)から8月3日(木)までの執務時間中

イ 提出場所及び提出先

2(6)に掲げる場所

ウ 回答方法

質問事項を記載した書面を受け付けた後、電子メールにて回答を返信する。

さらに、すべての質問をとりまとめ、質問書のあった全者に入札日までに電子メールにて回答を送信する。

4 入札

(1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)、入札説明書、別紙の見積仕様書及び契約書(案)等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該見積仕様書等について質疑事項がある場合は、2(6)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、見積仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、様式3又は様式3の2による入札書を直接に提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、テレックス、テレコピーその他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。)

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。

- (6) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、入札書の金額を訂正することはできない（金額を訂正する場合は、新たな入札書に記載すること。）。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に付する業務に係る一切の諸経費を含めて見積もるものとし、調達物品の本体価格のほか、物品の搬入調整据付け費、撤去費を含めた月額借入金額を見積もるものとする。

また、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該価格に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、見積仕様書等に記載の調達に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

5 開札

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
平成29年8月8日（火）午前10時～
愛媛県庁第二別館5階第四会議室
- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状（様式4）を提出しなければならない。
- (5) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (7) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内

の価格の入札がないときは、再度の入札をする。再度の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した2以上の入札書。
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (3) 件名又は入札金額のない入札書。
- (4) 入札金額を訂正したものでその訂正について押印のない又は入札金額の記載が不明確な入札書。
- (5) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。(入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (7) 調達物品等の名称に重大な誤りがある入札書。
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (9) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。
- (10) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。
- (11) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合は、その者を除いた者、かつ予定

価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とすることがある。

- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、見積仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別添1「契約書(案)」のとおり

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定によるが、第135条に規定する入札保証金を納付させる場合の額については、入札見積金額を年額に換算した額の100分の5以上とする。

愛媛県会計規則第137条(第154条)の規定により入札保証金について免除を受けたい場合は入札保証金免除申請書を提出する。愛媛県は、入札保証金免除申請書の内容を確認し、免除の可否について提出者に書面で通知(郵送)する。

(2) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定によるが、第152条に規定する契約保証金を定める場合の額については、契約金額を年額に換算した額の10分の1以上とする。

愛媛県会計規則第137条(第154条)の規定により契約保証金について免除を受けたい場合は契約保証金免除申請書を提出する。愛媛県は、契約保証金免除申請書の内容を確認し、免除の可否について提出者に書面で通知(郵送)する。

10 入札(契約)保証金の免除申請

- (1) 愛媛県会計規則第137条(第154条)の規定により入札(契約)保証金について免除を受けたい場合は、入札(契約)保証金免除申請書(様式1)を提出する。愛媛県は、入札(契約)保証金免除申請書の内容を確認し、免除の可否について提出者に書面で通知(郵送)する。
- (2) 申請書は、持参又は郵送にて提出すること。
- (3) 免除の可否については、申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に対して、平成29年8月3日(木)正午までに、書面により通知する。
- (4) 申請書の作成にあたっては、様式2「納入実績表」に納入実績を示すこと。

(5) 申請書の受付

ア 受付期間

平成 29 年 7 月 26 日（水）から 7 月 31 日（月）正午まで

イ 受付場所

2（6）に掲げる場所

(6) その他

ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

エ 入札保証金及び契約保証金の免除を申請しなかった場合や、免除要件を満たさない場合は、入札保証金及び契約保証金を納付しなければならないので、注意すること。

1 1 その他の事項

(1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。